

# 条例 地区計画の区域内に おける建築物の制限 に関する条例

マリントウン地区内で整備された住宅用地の街並みの景観形成向上及び、建築物の用途形態の制限、敷地の再分割(分筆)の防止、垣または柵の構造物の制限等を図り、緑豊かでゆとりのある質の高い計画的な街づくりを目的としたもの。

## 主な制限

- ※ 建築物の容積率の最高限度 十分の十
- ※ 建ぺい率の “ “ 十分の五
- ※ “ “ 敷地面積の最低限度 低層住宅地区 A 二〇〇㎡
- ※ “ “ “ “ B 一六五㎡
- ※ “ “ 高さの最高限度 十 m 以内低層住宅地区
- ※ “ “ 壁面の位置の制限
- ※ “ “ 道路境界線から建築物の外壁等の面まで 1 m 以上
- ※ 垣またはさく等の構造の制限
- (1) 生け垣
- (2) フェンス等の構造については、透視可能なものとし、高さは敷地に接する道路の最高地点から一・五 m 以下
- (3) コンクリート基礎の高さは、敷地に接する道路の最高地点から〇・九 m 以下

## 意見書 議決

内容は抜粋してあります。全文は議会事務局又は各自治会にお問い合わせ下さい。



## 「県防災教育センター建設に関する」意見書

「天災は忘れたころにやってくる」火災・地震・津波などの災害に備えるために住民の心構え、意識啓発のための体験学習ができる防災教育センターの建設が必要である。

離島県である本県においては、一旦災害が発生すれば逃げ場が無く、他府県からの応援の到着に時間がかかることから、消防職・団員及び県民一人一人が常日頃から防火防災意識を持ち、防災行動力を向上させる事が重要と考えます。

このため、各種教育訓練用機器を配置し、消防職・団員及び県民に対して、災害を想定した各種訓練を体験学習させることを目的とした施設建設が是非とも必要です。

消防職・団員及び県民が地域と自分達を守る術を習得し、いざという時に機敏に行動することで犠牲を最小限にとどめることができるようにすることは、県民の生命財産を守る行政の責務であり、県防災教育センター建設について、県において早急に建設されるよう、強く要望する。

沖縄県知事

沖縄県議会議長

## 町道路線変更(小波津川南線)

三月議会で国道三二九号から下流部分について認定した町道小波津南線の追加延長。

県が十五年度から新規事業として、県の河川改修事業と一体的に整備する計画で、着工してから五年間で河口部分から国道三二九号までの区間八六〇 m を整備する予定が河口部分から町道与那城・呉屋線までの一、六五〇 m に変更されたために、町としても一体的に七九〇 m を追加延長するもの。



## 「地方自治の充実・強化を求める」意見書

第二十七次地方制度調査会が発表した中間報告では、合併に関して、基礎的自治体の人口要件の明示や、知事の勧告・あっせん、段階補正の見直し等、法制度による方策が盛り込まれている。このような手法は、国と地方の間を上下・主従の関係においた機関委任事務時代の発想であり、地方の団体自治、住民自治を著しく制限するものであり、到底容認できない。

- 一、地方自治制度や自治体合併については「国と地方、都道府県と市町村の対等関係」「地域・自治体の自己決定」を原則とせよ。
- 二、基礎的自治体における人口要件の目標数値は示さないこと。
- 三、合併や地域自治組織への移行に関して、県による構想・計画の策定・知事の勧告・あっせん等は示さないこと。
- 四、市町村に対する段階補正のさらなる縮減は、行わないこと。
- 五、税源移譲後も地方交付税制度の根幹は堅持せよ。

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

経済財政政策担当大臣

地方制度調査会会長

地方分権改革推進会議議長

税制調査会会長

税制調査会会長